

4. なぜ「平和のうちに生存する権利」なのか—国際化時代の「国家」とは

1. 憲法九条の解釈と実態

① 一項全面放棄説（全面放棄説）

九条一項において全ての戦争が放棄されている。

② 二項全面放棄説（全面放棄説）

一項で侵略戦争を、二項で自衛戦争を放棄している。

③ 自衛戦争容認説（限定放棄説）

憲法九条が放棄しているのは侵略戦争であって、二項の規定する戦力とは侵略目的の戦力に過ぎない。したがって、自衛権及び自衛目的の軍備保持は禁止されていない。

※ 世界でもトップレベルの防衛費

※ 日米安保条約との密接な関係

● 政府解釈

→ 「自衛のための戦力はゆるされる」という立場をとらない

→ 「自衛のための最低限度の実力は戦力ではない」

吉田答弁：自衛権は否定されてはいないが、（侵略戦争と自衛戦争を区別することができない結果として）自衛権の発動は禁止される

その後の政府見解：個別的自衛権は行使可能。集団的自衛権は行使できない。

● 裁判判例

警察予備隊違憲訴訟（1952年）、砂川事件（1959年）、恵庭事件（1967年）、長沼事件（1973年、1982年）

統治行為論

「国家統治の基本に関する高度な政治性」を有する国家の統治行為については「一見極めて明白に違憲でない限り」は、司法審査の対象から除外すべき。

● 国民世論

九条改正には反対、自衛隊は容認（海外派兵や集団的自衛権には批判的）

→ 国際貢献やテロ対策への要請

2. 平和の憲法思想＝制度史と憲法九条

1689年権利章典：国会の同意なく常備軍を徴集・維持することを問題視

合衆国憲法修正3条（1791年）：人民の武器保有権を保障

1791年フランス憲法：いかなる武装体も審議・決定することができない

征服や国民の自由に対して武力を行使しない

スペイン憲法（1931年）：「国家の政策の手段としての戦争」の放棄

戦争放棄に関する条約（1928年）：「国家の政策の手段としての戦争」の放棄

フランス憲法（1946年）：「征服のための戦争」の放棄

イタリア憲法（1947年）：「国際紛争を解決する方法」としての戦争の放棄

ドイツ基本法（1949年）：「侵略戦争の遂行を準備する行為」の違法化

- 日本国憲法と西欧立憲主義との違い
 - 「正しい戦争がありうる」という思考の放棄 ⇨力によって擁護される正義
 - 国連憲章：軍事力による制裁
- 国際貢献と自衛隊→「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（1992年、PKO法）：個別的自衛権との齟齬
- 日米安保条約の再定義：周辺事態法（1999年）
- 9.11テロ（2001年）と特別措置法と自衛隊法改正（2001年）→米軍の後方支援
 - 専守防衛論 vs 国連協力、日米同盟、人道支援

平和のうちに生存する権利

- ・裁判規範としては具体化されていない
- ・憲法解釈の指針とはなりうる
- ・国家が国民に対して保証する権利ではない

3. 「戦争をしない」だけでない平和一人権の国際化

- 平和的生存権：平和を「状態」ではなく「人権」として考える
- 人権の国内法による保障と国際法による保障
- 国連憲章「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」（1条3項）
- 世界人権宣言（1948年）→国際人権規約
 - 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）
 - 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）
 - 選択議定書（個人通報によって人権委員会が審議する機能）
- 人権委員会から人権理事会へ（2006年）
- 「人権と基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」（1950年）
 - 人権の「国際化」、人権の「主流化」